

居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の取り扱いについて

【概要】

特定事業所集中減算とは、居宅介護支援事業所において判定期間(前6月間)に作成した居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護(以下「訪問介護サービス等」という。)の提供総数のうち、「正当な理由」なく、同一の法人(最も紹介件数の多い法人＝紹介率最高法人)によって提供されたものの占める割合が80%を超えている場合に、適用期間のすべてについて、200単位を所定単位数から減算するものです。

【作成書類】(※すべての事業所が作成)

- ・特定事業所集中減算判定票(別紙10-3)
- ・特定事業所集中減算集計票
- ・特定事業所集中減算内訳(様式例)(根拠となる数値が整理されていれば様式は問いません。)

【提出書類】(※いずれかのサービスで80%を超えた事業所が提出)

- ・特定事業所集中減算判定票(別紙10-3)
 - ・特定事業所集中減算集計票
- ※「特定事業所集中減算内訳(様式例)」は、町の求めがない限り提出する必要はありません。

【判定期間等】

毎年度2回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算が適用されます。

判定期間	減算適用期間	提出期限
前期(3月1日～8月末日)	10月1日～3月31日	9月15日まで
後期(9月1日～2月末日)	4月1日～9月30日	3月15日まで

【判定様式について】

- (1) 特定事業所集中減算の判定様式は、「特定事業所集中減算判定票(別紙10-3)」及び「特定事業所集中減算集計票」、「特定事業所集中減算内訳(様式例)」です。
- (2) すべての居宅介護支援事業者は、「特定事業所集中減算判定票(別紙10-3)」及び「特定事業所集中減算集計票」、「特定事業所集中減算内訳(様式例)」を作成してください。これらの書類は、作成した各居宅介護支援事業所において2年間保存してください。
- (3) 計算の結果、紹介率最高法人の紹介率が80%を超えた居宅介護支援事業者は「特定事業所集中減算判定票(別紙10-3)」及び「特定事業所集中減算集計票」について、判定期間(前期3月～8月、後期9月～2月)末月の翌月15日までに提出してください。計算の結果、紹介率最高法人の紹介率が80%を超えていない居宅介護支援事業者は、提出する必要はありません(作成は必須です。)
- (4) 「特定事業所集中減算判定票(別紙10-3)」により、紹介率最高法人の紹介率が80%を超えている場合であって、正当な理由がある場合については、別添様式その他、必要に応じて正当な理由を示す資料を提出してくだ

さい。正当な理由は「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の判定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第36号)」に示されているとおりです。

(5) 判定期間の途中で新規に指定を受けた居宅介護支援事業所については、当該判定期間のみ書類提出の必要はありません。

(6) 別添「特定事業所集中減算内訳(様式例)」については、特定事業所集中減算集計票の根拠となる数値が一覧表で整理されていれば、必ずしもこの様式例を使用する必要はありません。

【計算式】

事業所ごとに次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算します。

[該当サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数] ÷ [当該サービスを位置づけた計画数]

【算定上の留意点】

介護予防のケアプランは本減算の算定には含みません。

小数点以下の端数処理は行いません。判定票(別紙10-3)における紹介率最高法人の占める割合(%)では、小数点以下を切り上げて記載してください。

(例1)

訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数 121件

訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数 97件

計算式 $97 \div 121 = 0.80165$

紹介率最高法人の占める割合 = 81% 80%超過のため減算対象となります。

(例2)

訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数 100件

訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数 80件

計算式 $80 \div 100 = 0.8$

紹介率最高法人の占める割合 = 80% 80%以下のため減算対象となりません。

居宅サービス計画に位置づけていても、利用実績のない計画は算定から除きます。

例	事業所において作成された前居宅サービス計画数	訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数	訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数
計画数	100	70	55
実績数	90	63	51

計画では80%以下のため減算対象とならないように見えますが($55 \div 70 = 78.57\%$...紹介率最高法人の占める割合 = 79%)、実績では80%超過のため($51 \div 63 = 80.95\%$...紹介率最高法人の占める割合 = 81%)減算対象となります。

【正当な理由について】

判定した割合が80%を超える場合であって、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合には、当該理由書(様式任意)を提出してください。

特定事業所集中減算に係る「正当な理由の範囲」についての例

- (1) 事業の実施地域に訪問介護サービス等の各サービスが5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
- (2) 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- (3) 1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
- (4) 1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合
- (5) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合

(5) について、単に利用者の希望という理由のみでは、「正当な理由」とは認められません。

利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているなどの手続きが必要です。

- (6) その他正当な理由と市町村長が認めた場合

【提出先】

五城目町役場健康福祉課介護保険担当

(問い合わせ先)
五城目町役場健康福祉課
介護保険担当
018-852-5107